

第5号様式(第7条関係)

会議録

会議の名称	令和5年度第2回清須市国民健康保険運営協議会
開催日時	令和6年1月24日(水) 午後2時00分から午後3時15分
開催場所	清須市役所(北館)2階第1会議室
議題	1 開会 2 議事 (1)令和6年度清須市国民健康保険税率について(答申) (2)その他 3 閉会
会議資料	1 次第 2 委員名簿 3 配席図 4 資料1 第1回清須市国民健康保険運営協議会以後の質問及び回答 5 資料1別添1 令和5年度愛知県市町村賦課状況一覧 6 資料1別添2 令和6年度市町村標準保険税率(抜粋) 7 資料1別添3 各市町村の1人当たり納付金額等の県内順位(抜粋) 8 令和6年度清須市国民健康保険税率について(答申案)
公開・非公開の別 (非公開の場合はその理由)	公開
傍聴人の数 (公開した場合)	1名
出席委員	公益代表:水野委員、岡田委員、佐藤(あ)委員 保険医等代表:前田委員、大前委員、宮田委員 被保険者代表:山田委員、佐藤(明)委員、後藤委員
欠席委員	なし
事務局	(市民環境部 保険年金課) 石田市民環境部長、浅野保険年金課長、犬飼保険年金課長補佐、岡田保険年金課長補佐
会議の経過《意見の要旨》	

●事務局

定刻となりましたので、ただ今から、「令和5年度第2回清須市国民健康保険運営協議会」を開会いたします。

開会に先立ちまして、委員の出席状況を、ご報告させていただきます。本日は、全委員出席となっております。本協議会は、清須市国民健康保険運営協議会規則第6条の規定により、委員の過半数以上の出席があり、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立していることをまずご報告いたします。

本日の会議に入ります前に、委員の皆様にあらかじめご了承ください事項としまして、清須市では「附属機関等の会議の公開に関する要綱」を定めております。この中で附属機関等の会議及び会議録は、清須市情報公開条例の規定に基づき非公開という扱いをしているものを除き、原則公開することとなっております。したがって、本協議会は公開とさせていただきます。それでは、傍聴者が見えておりますので、入場していただきます。しばらくお待ちください。

<傍聴者入場>

それでは、ただ今から、清須市国民健康保険運営協議会を開催いたします。会長よりご挨拶をお願いします。

【会長あいさつ】

●事務局

ありがとうございました。

では、これからは清須市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定によりまして、会長が議長となり、会務を総理していただくこととなりますので、会長に議長をお願いいたします。

それでは、会長よろしくをお願いいたします。

●会長

それでは、清須市 国民健康保険運営協議会規則に基づきまして、私がこの会議の進行を努めさせていただきます。

議事に入ります前に、本日の会議録署名委員の 指名を行います。議事録署名委員には、清須市国民健康保険運営協議会規則第9条の規定により、佐藤あつ子委員、佐藤明真委員を指名します。

ただいまから、議事に入ります。

●会長

それでは、議題（1）「清須市国民健康保険税率の改正について」の答申案を議題といたします。

第1回 国民健康保険運営協議会のまとめとしては、

- ・大きな市の被保険者と税率はどのくらいか
- ・資料等不明な点など、事務局に問い合わせ、次回に説明を受ける

ということで、よろしかったでしょうか。

それでは、第1回会議以降委員より質問等が事務局に届いていましたら、事務局より説明してください。

●事務局

<資料1について説明>

●会長

それでは、事務局からの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらご発言をお願いします。

●委員

1番目ですが、保険税率を低くする方法はありますか。

●事務局

保険税率は、県から示されます。

皆様の保険税から医療給付費を支払うという保険制度の中で、皆さんが健康であれば支払う給付費が少なくなりますので、保険税は下がります。

最近では、頻回・重複受診で、同じ病状でいろいろなお医者さんに通う方とかもお見えになると聞いております。医療の適正化の周知に努めています。

近年、国保だけではなく、後期高齢者も医療費が上がっているという状況です。

その他、保険者が努力したことによる国からの補助金により、税率を下げることもできます。これについては、収納率の確保、特定健診や保健指導が目標を達成する事によって、保険税率を下げることでできると考えています。

●委員

医療費を抑えるためにどのような事をしていきますか。

よく一般的にジェネリック医薬品ってありますけども、それについてお伺いしたい。

●事務局

平成21年ぐらいから、保険証の更新時に、ジェネリックシールを保険証と一緒に通知しております。

その他、ジェネリック医薬品の使用促進に関する通知や、先ほどお話ししました重複頻回受診についても、対象者の方にお薬の管理について通知をしています。

●委員

努力支援制度においてですね、国からの支援を増やすためには、どのようなことが必要ですか。

●事務局

努力支援制度は、決められた項目について配点があり、得点が多いと支援金が多く受けられる制度です。中でも配点が高いのは、収納率と特定健診ですが、本市はその双方について点数を獲得出来ていない状況です。

●委員

特定健診の費用は、保険税に影響するのでしょうか。

●事務局

特定健診の経費につきましては、国と県と市が3分の1ずつ負担しているというところでございます。

他市町村では、自己負担がかかるところもありますが、清須市においては、自己負担はありません。経費につきましては一般会計にて負担していますので、保険税に反映していません。

●委員

清須市以外で、独自減免をしているところがあるのか、清須市はできるかどうかをお伺いします。

●事務局

清須市以外で、独自減免をしているところはあります。例えば、名古屋市は、障害者控除や寡婦控除、ひとり親の控除を行っております。

その他、岡崎市や大府市、北名古屋市も、法定減免に少し上乗せして減免を行っております。

一宮市は令和5年度に廃止しております。

独自減免を行っている市は、基金を利用したの対応や、収納率が、県の示す率より上回っているため、事業費納付金を上回る税収があり、独自減免することも可能かと思われま。

清須市については、残念ながら収納率が届いておらず基金も無い状況であり、独自減免が出来るかどうかは、今後検討していきたいと思っています。

●委員

清須市でも、低所得者向けの独自の軽減はできるかどうか。

●事務局

先ほどの説明でもありましたが、清須市は、県の示す収納率に追いついていないため、税収が確保出来ていません。今の状況が変わるまでは、難しいかと思ひます。

●委員

後期高齢者医療の料率改正はありますか。

●事務局

後期高齢者医療は2年に1回税率改正をします。次は、令和6年度に税率改正をします。

現在検討されているのは、約14%~13%増の予定ですが、2月に広域連合の議会で決定されます。

●委員

後期高齢者医療の賦課限度額は改正しますか。

●事務局

これも、最終的に2月の広域連合の議会で決定されます。

現在検討されているのは、後期高齢者医療の賦課限度額は、現在66万円が80万円に増額すると聞いております。但し、激変緩和措置により、2年で7万円ずつ増額すると聞いております。

●委員

国保の賦課限度額ですが、後期支援分で2万円上がるとの事ですがどうしてか。

●事務局

後期支援分というのは、後期高齢者医療に対して支援をするもので、社会保険との公平を保つために、賦課限度額を上げることが検討されています。

これにつきましても、地方税法が公布されてから、条例改正することになりますので、まだ確定ではありません。

●委員

医療水準や所得水準が高いと保険税も高くなるという事ですか。

●事務局

清須市は、医療費水準、所得水準ともに県の平均より高い位置にいます。県に納める事業費納付金も1人あたりの額も県平均を上回っています。

医療費水準が下がれば、事業費納付金が下がりますので、保険税も下がるということになります。

●委員

県での統一税率にするという考えはありますか。いつ頃予定をしていますか。

●事務局

令和6年度からの県の第3期国保運営方針では令和12年度までに、納付金レベルでの統一を図る計画をしています。

最終的には、県下どこの市町村にいても、同じ所得であれば同じ保険税になるというように、することを検討されています。

●会長

それでは、この国民保険税率について、他何でも結構です、意見がありましたらお願いします。

●委員

県の示す標準税率が、医療費その他様々な条件において、清須市の本来の税率ということであるなら、標準税率にすることはやむを得ないと思いますが、急激な増加に

ならないように、配慮していただきたいと思います。

それともう1つ、先ほど説明がありました標準税率は、急激に上がらないように平成30年度から令和5年度までの6年間で、国保運営協議会で決定した経緯がありますので、それが6年度から12年になるのですか。

●事務局

県は、最初から標準税率で示しています。

平成30年度から、清須市は、県の示す標準税率との差がありますので、これを当初は6年で是正しようとしてきました。

ところが、医療費の増加などで、追いつかないというところでありました。

計画を立てて進めてきましたが、再度計画を立て直し、7年度までに標準税率に追いつくよう計画を変更しております。

●委員

医療費の適正化、ジェネリック医薬品や頻回受診者への通知の徹底をお願いしたいと思います。

●事務局

はい。今まで以上に、広報等周知をしてまいります。

●委員

先ほど、説明でありました、努力支援制度でしたか、それが少しでも多く、国の支援が得られるように努めてもらいたいです。

●事務局

少しでも点数取れるように、頑張っていきます。

●委員

標準保険税率はやむを得ないと思いますが、保険税の収納率を確保出来るように尽力していただきたい。よろしくをお願いします。

●会長

その関係で教えて欲しい、資料1別添1の徴収回数ってありますが、12から8までの数字がありますが。清須市は8回、名古屋市は12回ですよね、9回とか10回にすると、徴収率は上がるのですか。

●事務局

以前は4月に仮算定をしており、納期は4月に1回、7月から1月の7期の計8期で徴収しておりましたが、4月の仮算定を廃止し、納期を7月から2月までの8期に変更しました。

理由としましては、仮算定の仕組みを、なかなか理解がえられないという実情がありました。要は、前年の国保税の8分の1を仮算定として徴収する事になります。前々年の所得に対しての保険税となります。

本来この税金というのは、前年の所得に対しての税額ですので、仮算定の仕組みが被保険者の方々に理解がえられないといった事がありました。

納期を増やせば、1回分の負担が減るので、良いとは思いますが、今後の検討課題かと思えます。

●会長

わかりました。

それでは、前回までの間の質問は以上として、本日、諮問に対する回答をするわけですが、国民健康保険税率が上がるケースになっておりますので、もう一度確認で、委員さん方に一言ずつで結構でございます。

本日、答申をするにあたり、意見を1つずつ、岡田委員からいただければありがたい。

●委員

税率を上げるは、やむを得ないが、急激な負担増とならないようにしていただきたい。

●委員

まだまだ低いという事ですので、仕方が無いのかなと思えます。

●委員

しょうがないのかなと思えます。

●委員

私も同じですが、足りないのなら、もう出す所がなければ、前回と前々回の会議からの部長さんの話を聞いて、出てくるところがないならもう被保険者からでもやむを得ないのかなあと思えます。

●委員

私は、医療従事者ですけども、介護の方でも介護委員をやっていますが、介護認定を受けるような方でも多剤投与ですね、薬物を10種類以上、15種類ぐらい飲んでいて、介護認定3だとか4だとか、寝たきりに近い人がいて、個人的には非常に批判的です。

私は、多剤投与に反対しておりますけど、そういう例が非常に多くて、やっぱり薬剤費っていうのは本当に負担になっていることは事実です。私個人としては、それに危惧しております。

●委員

しょうがないのかなと思えます。

自分もですが、少しでも皆さんが健康になり、医療にかかる回数を減らすよう心がけていただけるようにと思えます。

●委員

今までですと、ジェネリック医薬品の推奨を、主にやっていただくのが一番。そういう啓蒙を進めていただいて、一番効果があるかなと思えますが、昨今の状況見

ますと、いろいろ問題になっております、ジェネリック医薬品の供給不足には、原因がありまして、ジェネリックをすごく患者さんに進めてもらっても、現実的に薬がなく、結局、今まで使っていた方でも、先発に変えてくださいとお願いするような状況があります。

これもそのうち解消すると思いますが、しばらくは続きそうな雰囲気があります。これは構造的な問題があって、根本的には、いろいろ施策の問題がうまくいかなかったというのもあると思います。

価格が安くて、よく効く薬を使いたい、先生方も、それを使うと、結局メーカーの方は価格が安くて、たくさん作ることとなり、そのために新たに設備投資をすることが困難という事情があると思う。

その話は置いときまして、ジェネリック医薬品の啓蒙活動は非常に大事ですけど、前田先生がおっしゃったように、多剤投与に問題があり、お薬手帳を見ていると、重複投与、ちょこちょこあります。例えば、内科の先生で、胃薬もらっているのに、たまたま他で医者にかかったら、抗生物質の、胃を予防するために胃薬がでるとか、そのようなパターンもよくあります。そういう多剤投与の問題の啓蒙活動が、今の時期には一番必要かなと思っております。

●委員

我々被保険者が健康でいられるように、特定健診とか保健指導の受診率の向上に進めていただきたいと思います。以上です。

●委員

税負担の公平性や適正化を図るために、いつも出るのでですけど、未申告者の解消については、今はどのようなになっていますか。

●事務局

未申告者については、例年7月か8月ぐらいに、税務課より、未申告者に対して通知を出しています。保険年金課の窓口にも、相談に見える方がみえますので、案内をしております。

特に多いのが、申告をしていない事により、70歳以上の方で、高齢受給者証の負担割合が、前回と変わっていて未申告気付かれることが多いです。

未申告者については、申告していただくように、広報等で掲載し、お手紙を送らせていただいている状況です。

●会長

皆さんいろいろなご意見をありがとうございました。

それでは、今回示された税率改正案について、決定していきたいというふうに思います。

いろんな意見聞いていますと示された税率には、特段異議もないようでございますので、ここで示された、税率改定案について、賛成の方は挙手をお願いします。

<全員賛成>

はい。ありがとうございます。

全員賛成でございますので、示された改定案の通りの数値としていきます。

本日、いろんな意見が出ましたけれども、答申書に付帯意見として付記する事について、意見を取りまとめさせていただきます。

3点に絞って書きますので、今から私が申し上げますので、過不足の意見がありましたら、よろしくをお願いします。

1つ目は、県の指示する標準税率を目標とした税率改正は、被保険者の急激な負担増とならないように、国の方針に基づき配慮して是正されたい。

これについて何か意見がありますか。

よろしいでしょうか。

2つ目として、県の示す標準収納率を確保するよう、徴収率の更なる向上に努められたい。

何か意見がありましたら。特段ないようでございますので、これも決定させていただきます。

3つ目として、国からの支援金等確保のため、収納率、特定健診・保健指導の実施率の向上と、医療費の適正化に努められたい。

これについてもご意見を伺います。

よろしいでしょうか。

それでは、答申書に、先ほど挙手をいただいた改定案と、3つの付帯意見を載せて、市長に回答していきます。

事務局よろしいでしょうか。

●事務局

はい。今から答申書を作って参りますので、休憩に入ります。

《5分休憩》

●会長

それでは会議を再開いたします。

それでは、事務局より答申書の発表をお願いします。

●事務局

「答申書案朗読」

●会長

ありがとうございます。

それでは、事務局より報告させていただきました通り、この通り決定することに異議はありませんか。

賛同の方は挙手をお願いします。

<全員賛成>

ありがとうございます。

全員の賛成でございますので、答申書の提出に移っていきたいと思います。
市長にお入りいただきますので、しばらくお待ちください。

<市長入室>

●事務局

それでは、諮問事項について、答申をいたします。
永田市長よろしく申し上げます。

<会長、諮問書を読み上げ市長へ渡す。>

●事務局

それでは、ここで永田市長よりお礼のあいさつを申し上げます。

●市長

<市長あいさつ>

●事務局

ありがとうございました。
それでは、市長は次の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

<市長退席>

●会長

それでは、次第に沿って、(2)番のその他に入ります。
事務局の説明をお願いします。

●事務局

第1回の会議にてお知らせしました、第三期清須市国民健康保険保健事業実施計画データヘルス計画ですが、現在パブリックコメントを行っておりますが、今日現在まで届いた意見は0件でした。

ただし、内容についてのお問い合わせ等は来ておりますが、意見はありませんでした。

委員の皆様にも、意見等の受け付けは、2月5日までとなっておりますので、何かありましたらまた、保険年金課までお知らせしていただければと思います。

よろしく申し上げます。

以上です。

●会長

この件について何かありますか。

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了させていただきます。

皆様のご協力によりまして、会議を円滑に進めることができました。ありがとうございました。最後に事務局から連絡事項ありますか。

●事務局

2点ございます。

今回の議事録についてですが、後日、会議冒頭で会長が指名しました、2人の委員にご署名をいただくこととしておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

もう1点は、第1回会議でご案内しましたパブリックコメントについて、ご意見がありましたら、2月5日月曜日までに、市内13ヶ所の閲覧場所に設置された定数箱または、事務局まで提出いただければと思います。よろしくお願いいたします。

計画書の作成につきましては、次回、第3回の運営協議会にてお諮りする予定です。

次回の日程につきましては、2月19日月曜日午後2時から、北館2階、第2会議室、この隣の部屋になります。

机上にて会催案内を配布させていただきましてので、ご確認ください。連絡事項は以上でございます。

●会長

以上で終了とさせていただきます。

ありがとうございました。

●事務局

ありがとうございました。

(午後3時15分 閉会)

会 議 の 結 果	会議の経過に示したとおり
問 合 せ 先	市民環境部 保険年金課 052-400-2911

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証明するために、ここに署名する。

令和6年2月19日

会 長 水野 格廉

委 員 佐藤 あつ子

委 員 佐藤 明真